

大規模小売店舗等立地部会における調査審議の結果（平成 28 年度分報告）

平成 30 年 7 月 31 日

大規模小売店舗等立地部会 部会長 山下 淳

まちづくり審議会運営規程第 8 条第 4 項の規定に基づき、大規模小売店舗等立地部会における調査審議の結果を次のとおり報告する。

開催日	出席委員数	審 議 案 件					審議結果 (県(知事)の 意見の有無)	
		番号	区分	施設名称	行為 種別	所在地	諮問	答申
4 月 12 日 (第 54 回)	6 名	1	法第 8 条 第 4 項	ドラッグコスモス飾東町店	新設	姫路市	無	無
		2	法第 8 条 第 4 項	(仮称) ドラッグコスモス 姫路北原店	新設	姫路市	無	無
		3	条例第 4 条第 2 項	(仮称) マルイト姫路ビル	新築	姫路市	無	無
		4	条例第 4 条第 2 項	(仮称) ゴダイドラッグ湯 村店	新築	新温泉 町	無	無
		5	条例第 4 条第 2 項	(仮称) ドラッグコスモス 志筑店	新築	淡路市	無	無
		6	条例第 4 条第 2 項	(仮称) ドラッグコスモス 三原店	新築	南淡路 市	無	無
5 月 16 日 (第 55 回)	7 名	1	条例第 4 条第 2 項	(仮称) ドラッグコスモス 氷上店	新築	丹波市	無	無
		2	条例第 4 条第 2 項	(仮称) ドラッグコスモス 鵜店	新築	太子町	無	無
6 月 20 日 (第 56 回)	5 名	1	法第 8 条 第 4 項	(仮称) 姫路駅東高架下店 舗	新設	姫路市	無	無
		2	法第 8 条 第 4 項	関西スーパー中央店	変更	伊丹市	無	無
		3	法第 8 条 第 4 項	ホームセンターコーナン川 西平野店	変更	川西市	無	無
		4	条例第 4 条第 2 項	(仮称) 阪急オアシス昆陽 東店	新築	伊丹市	無	無
		5	条例第 4 条第 2 項	(仮称) ドラッグコスモス 八鹿店	新築	養父市	無	無
7 月 25 日 (第 57 回)	7 名	1	法第 8 条 第 4 項条	(仮称) ジョーシン太子店	新設	太子町	無	無
		2	条例第 4 条第 2 項	(仮称) 阪急オアシス鴻池 店	新築	伊丹市	無	無
		3	条例第 4 条第 2 項	マルアイ米田店	新築	高砂市	無	無
		4	条例第 4 条第 2 項	(仮称) ドラッグコスモス 町坪店	新築	姫路市	無	無
9 月 13 日 (第 58 回)	5 名	1	法第 8 条 第 4 項	(仮称) ラ・ムー相生店	新設	相生市	無	無
		2	法第 8 条 第 4 項	ゴダイドラッグ山崎南店	新設	宍粟市	無	有

		3	法第8条第4項	(仮称) コーナン洲本 SC	新設	洲本市	無	無
		4	法第8条第4項	ニッケパークタウン	変更	加古川市	無	無
		5	法第8条第4項	山陽百貨店・姫路駅西再開発ビル・神姫バス山陽電鉄合同ビル	変更	姫路市	無	無
		6	条例第4条第2項	(仮称) 明石西インター南計画	新築	明石市	無	無
10月18日 (第59回)	4名	1	法第8条第4項	パピオスあかし	新設	明石市	無	無
		2	法第8条第4項	スーパーセンタートライアル武庫川店	変更	西宮市	無	有
		3	法第8条第4項	ピオレヤング館	変更	姫路市	無	無
		4	条例第4条第2項	(仮称) ロイヤルホームセンター西宮津門	新築	西宮市	無	無
		5	条例第4条第2項	(仮称) マックスバリュ東条天神店	新築	加東市	無	無
		6	条例第4条第2項	(仮称) ドラッグコスモス但馬日高店	新築	豊岡市	無	無
11月29日 (第60回)	5名	1	法第8条第4項	(仮称) ゴダイドラッグ湯村店	新築	新温泉町	無	無
12月19日 (第61回)	6名	1	法第8条第4項	銀ビルストアー新宮店、ゴダイドラッグ新宮店	新設	たつの市	有	有
		2	法第8条第4項	コストコホールセール尼崎倉庫店	変更	尼崎市	無	(継続審議)
		3	条例第4条第2項	(仮称) マックスバリュ南今宿店	新築	姫路市	無	有
2月6日 (第62回)	5名	1	法第8条第4項	(仮称) 阪急オアシス昆陽東店	新設	伊丹市	無	無
		2	法第8条第4項	コストコホールセール尼崎倉庫店 <継続審議>	変更	尼崎市	有	有
		3	条例第6条第1項	(仮称) マックスバリュ南今宿店	新築	姫路市	無	無
		4	条例第4条第2項	(仮称) 阪急オアシス鴻池店	新築	伊丹市	無	無
3月17日 (第63回)	5名	1	法第8条第4項	ロイヤルホームセンター塚口	変更	尼崎市	無	無
		2	条例第4条第2項	(仮称) スーパーマルハチ西明石店	新築	明石市	無	無
		3	条例第4条第2項	(仮称) ドラッグコスモス姫路英賀店	新築	姫路市	無	無
		4	条例第4条第2項	エビスタ西宮	増築	西宮市	無	無

※法：大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）

※条例：大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例第40号）

※審議結果（県（知事）の意見の有無）：諮問の欄は、知事から諮問のあった法（条例）に基づく県（知事）の意見の有無。答申の欄は、審議会が答申した県（知事）が述べるべき意見の有無。「有」の案件における答申の内容は別紙のとおり。

答申の内容

開催日 施設名称	県（知事）の意見
9月13日 （第58回） ゴダイドラッグ山崎南店	出入口②については閉鎖すること。 （理由） 出入口②は車両通行帯部分に設置されており、退店車両が車両通行帯への横断をする可能性が高いため。 また、来店車両が近接する出入口①からの退店車両と交錯するため。
10月18日 （第59回） スーパーセンタートライアル武庫川店	1 敷地南側の荷さばき施設（荷さばき施設②）及び西側の荷さばき施設（荷さばき施設③）は設置せず、必要に応じて騒音対策等を講じた上で、東側の既存の荷さばき施設（荷さばき施設①）において搬出入を行うこと。 2 上記が困難な場合は、その根拠を示すこと。 （理由） 荷さばき施設③については、荷さばき車両の進入路が前面道路の横断歩道や来店者出入口と重なるなど、安全上問題があるため。 また、荷さばき施設②及び③を設置する必要性が根拠を持って示されていないため。
12月19日 （第61回） 銀ビルストア新宮店、ゴダイドラッグ新宮店	関係機関との協議が不十分であり、出入口①、出入口③の設置について、道路交通上の安全性や道路機能の確保の観点から懸念があることから、関係機関と十分協議の上、出入口の数、位置及び運用について見直すこと。
12月19日 （第61回） （仮称）マックスバリュ南今宿店	出入口①について、入口専用の運用とすること。 （理由） 出入口の運用とした場合、入庫車両と出庫車両の動線が交錯し、安全上問題があるため。 また、前面道路を通行する一般車両に対し、出入口における来退店車両の交錯に起因する影響が懸念されるため。
2月6日 （第62回） コストコホールセール尼崎倉庫店	将来的に設置を検討しているガソリンスタンドの計画を示すこと。なお、ガソリンスタンドの計画にあたっては、駐車場出入口における安全かつ円滑な入出庫を阻害することのないよう、かつ、公道に渋滞を引き起こすことのないよう計画すること。また、場内車路についても車両が安全かつ円滑に通行できるレイアウトとすること。 （理由） G S建設予定箇所が出入口⑤の直近に位置しており、設置計画が未確定の状態では、駐車場出入口における安全かつ円滑な運用の観点から検証ができず、周辺交通への影響に懸念があるため。

大規模小売店舗等立地部会における調査審議の結果（平成 29 年度分報告）

平成 30 年 7 月 31 日

大規模小売店舗等立地部会 部会長 山下 淳

まちづくり審議会運営規程第 8 条第 4 項の規定に基づき、大規模小売店舗等立地部会における調査審議の結果を次のとおり報告する。

開催日	出席委員数	審 議 案 件					審議結果 (県(知事)の 意見の有無)	
		番号	区分	施設名称	行為 種別	所在地	諮問	答申
4 月 18 日 (第 64 回)	6 人	1	法第 8 条 第 4 項	(仮称) 阪急オアシス鴻池店	新設	伊丹市	無	無
		2	法第 8 条 第 4 項	アルカドラッグ東姫路店	新設	姫路店	無	無
		3	法第 9 条 第 1 項	銀ビルストアー新宮店、ゴ ダイドラッグ新宮店	新設	たつの 市	無	無
5 月 23 日 (第 65 回)	6 人	1	法第 9 条 第 1 項	コストコホールセール尼崎 倉庫店	新設	尼崎市	無	無
		2	法第 9 条 第 1 項	スーパーセンタートライアル 武庫川店	変更	西宮市	無	無
6 月 20 日 (第 66 回)	6 人	1	法第 8 条 第 4 項	イオンモール伊丹昆陽	変更	伊丹市	無	無
		2	条例第 4 条第 2 項	(仮称) 万代仁川店	新築	宝塚市	無	無
		3	条例第 4 条第 2 項	(仮称) コーナン PRO 加古 川店	新築	加古川 市	無	無
7 月 28 日 (第 67 回)	6 人	1	法第 8 条 第 4 項	(仮称) 明石西インター南 計画	新設	明石市	無	有
		2	条例第 4 条第 2 項	(仮称) ドラッグコスモス 北今宿店	新築	姫路店	無	無
		3	条例第 4 条第 2 項	(仮称) ドラッグコスモス 西脇野村店	新築	西脇市	無	無
		4	条例第 4 条第 2 項	バザールタウン篠山	増築	篠山市	無	無
9 月 19 日 (第 68 回)	6 人	1	法第 8 条 第 4 項	(仮称) マックスバリュ南 今宿店	新設	姫路店	無	無
		2	法第 8 条 第 4 項	阪急西宮ガーデンズ	変更	西宮市	無	無
		3	条例第 4 条第 2 項	(仮称) スーパーマルハチ 猪名川店	新築	猪名川 町	無	無
		4	条例第 4 条第 2 項	ニトリ加古川店	新築	加古川 市	無	無
		5	条例第 4 条第 2 項	(仮称) ドラッグコスモス 東加古川店	新築	加古川 市	無	無
		6	条例第 4 条第 2 項	(仮称) ドラッグコスモス 豊岡中陰店	新築	豊岡市	無	無
10 月 17 日 (第 69 回)	5 人	1	法第 8 条 第 4 項	塚口さんさんタウン	変更	尼崎市	無	無

		2	法第8条第4項	アスパ高砂ショッピングセンター	変更	高砂市	無	無
		3	法第8条第4項	マックスバリュ王子店	変更	小野市	無	無
		4	法第9条第1項	明石西インター南計画		明石市	無	無
		5	条例第4条第2項	ドラッグコスモス宝塚伊子志店	新築	宝塚市	無	無
		6	条例第4条第2項	イオンタウン川西SC	新築	川西市	無	無
		7	条例第4条第2項	(仮称) ハローズ西二見店	新築	明石市	無	無
12月19日 (第70回)	6人	1	法第8条第4項	(仮称) マルイト姫路ビル	新設	姫路市	無	無
		2	法第8条第4項	関西スーパー荒牧店	変更	伊丹市	無	無
		3	法第8条第4項	関西スーパー稲野店	変更	伊丹市	無	無
		4	法第8条第4項	太子南ショッピングタウン	変更	太子町	無	無
		5	法第8条第4項	カサノ桜台店	変更	伊丹市	無	無
		6	法第8条第4項	イオンモール姫路大津	変更	姫路市	無	無
		7	条例第4条第2項	(仮称) ニトリ尼崎店	新築	尼崎市	無	有
		8	条例第4条第2項	(仮称) 明石硯複合施設	新築	明石市	無	無
		9	条例第4条第2項	(仮称) ハローズ魚住店	新築	明石市	無	無
		10	条例第4条第2項	(仮称) トライアル養父店	新築	養父市	無	無
1月25日 (第71回)	7人	1	法第8条第4項	関西スーパー大社店	変更	西宮市	無	無
		2	条例第4条第2項	(仮称) マックスバリュ三田三輪店	新築	三田市	無	無
		3	条例第4条第2項	(仮称) ヤマダストアー朝霧店	新築	明石市	無	無
		4	条例第4条第2項	(仮称) 伊伝居複合商業施設	新築	姫路市	無	無
		5	条例第4条第2項	(仮称) ドラッグコスモス御国野店	新築	姫路市	無	無
		6	条例第4条第2項	エーコープ和田山店	新築	朝来市	無	無
3月7日 (第72回)	6人	1	法第8条第4項	イズミヤ昆陽店		伊丹市	無	無
		2	条例第4条第2項	(仮称) ウッディタウン複合商業施設	新築	三田市	無	無
		3	条例第6条第1項	(仮称) ニトリ尼崎店	新築	尼崎市	無	無

※法：大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）

※条例：大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県

条例第 40 号)

※審議結果（県（知事）の意見の有無）：諮問の欄は、知事から諮問のあった法（条例）に基づく県（知事）の意見の有無。答申の欄は、審議会が答申した県（知事）が述べるべき意見の有無。「有」の案件における答申の内容は別紙のとおり。

答申の内容

開催日 施設名称	県（知事）の意見
7月28日 （第67回） （仮称）明石西 インター南計 画	1 既存類似店のデータを用いて発生交通量を算定する場合は、来店車両に係る実態調査等を基にした適切な指標を用いること。 2 開店後も周辺交差点において交通の円滑性が確保されることについて、適切な根拠を示すこと。 （理由） 発生交通量の算定に用いている既存類似店の平日／休日比のデータは、レジ通過客数の比であって来店自動車台数の比ではない、日単位の比であってピーク時の比ではない等、適切な指標となっていないため。 また、明石西インター交差点において発生する織り込みについて、交通の円滑性を示す根拠が示されていないため。
12月19日 （第70回） （仮称）ニトリ 尼崎店	駐車場の計画を再度検討すること。 （理由） 隔地駐車場出入口（出入口②）における来店車両の入出庫が、周辺交通に大きな影響を及ぼすことが懸念される。 また、前面道路を隔地駐車場から店舗への誘導経路とすることにより、前面道路の一般歩行者・自転車に対し、カート利用者等による大きな影響が懸念されるため。

○大規模小売店舗立地法（概要）

1 目的

大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保する。

2 対象となる施設（大規模小売店舗）

物品販売業を営む店舗で、店舗面積が1,000 m²を超えるもの

3 届出を要する行為

大規模小売店舗の新設及び次の事項の変更

○店舗名称、所在地 ○設置者及び小売業者の名称、住所 ○新設日又は変更日
○店舗面積 ○施設の配置に関する事項（駐車場の位置、台数 等）
○施設の運営方法に関する事項（開店・閉店時刻、駐車場出入口の位置 等）

4 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項

設置者は、法に定める指針に基づき、周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮をして、施設の計画及び運営をしなければならない。

○交通関係：駐車場・駐輪場の必要台数の確保、駐車場の位置や構造、適切な来店経路の設定等
○騒音関係：騒音の予測・評価、騒音の抑制対策 等
○廃棄物関係：廃棄物等の保管容量の確保、廃棄物の減量化・リサイクルへの配慮 等

○大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（概要）

1 目的

大規模集客施設と周辺地域における道路交通その他の都市機能との調和を図る。

2 対象となる施設（大規模集客施設）

次の用途に供する建築物で、売場や客席等（店舗等部分）の面積が1,000 m²を超えるもの

○物品販売業を営む店舗 ○飲食店 ○映画館 ○劇場又は観覧場

3 新築等の際の手続（基本計画書の提出）

(1) 基本計画書の提出を要する行為

大規模集客施設の新築等（新築、増築、用途変更の部分が1,000 m²を超えるもの）

(2) 大規模集客施設影響調査指針の項目

事業者は、条例で定める影響調査指針に基づき、施設が周辺の都市機能に及ぼす影響に関する次の調査を行わなければならない。

○大規模集客施設に係る計画と県及び市町のまちづくりに関する計画との整合に関する調査（広域土地利用プログラム、都市計画マスタープラン等）
○駐車場に関する調査 ○周辺道路の交通量等への影響に関する調査
○道路以外の公共施設への影響に関する調査 ○景観の形成に関する調査